

追加弁済に関するお知らせ

更生債権者各位

令和8年4月14日

更生会社株式会社 GS

(旧商号：株式会社エヌシーガイドショップ)

管財人 田中 信一郎

令和8年1月10日に認可決定が確定しました更生計画に基づく追加弁済につきまして、現在、弁済額の確定に向けて弁済原資を精査中でございますので、金額確定後、速やかに弊社ホームページにてお知らせいたします。

なお、更生計画に基づく追加弁済における弁済は、まずB区分に対して、A区分との差額に相当する弁済率0.75%（B区分の弁済率がA区分と同率1.90%となるまでの差額分）を上限として追加弁済を実施し、それを超える弁済原資が生じた場合には、さらにA区分及びB区分に対して追加弁済を実施することとなっております（「更生計画」第3章第3節第2の2（2）イ）。

しかしながら、現在、B区分への追加弁済を超える弁済原資を確保できる見込みはなく、A区分への追加弁済の予定はございません。

記

区分		免除率	弁済率
A区分	1千万円以下の部分	98.10%	1.90%
B区分	1千万円超の部分	98.85%	1.15%

※ A区分・B区分の債権額の基準は、更生計画別紙7-1及び2「一般更生債権弁済計画表」の一般更生債権のうち、元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金の合計金額です

以上